

株主交流政策

1 序文

- 1.1 この政策には㈱ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」）が株主及び投資家候補と交流する時に関するものを記載している。
- 1.2 当社は有効的かつ即時に株主及び市場に当社の情報を開示するように取り組む。
- 1.3 当社は株主及び市場に定期的に情報提供することは、株主及び市場が当社の戦略、事業内容及び財務状況の評価を行う上で合理的に必要となる情報を獲得できるようにする上で、重要であることを確信している。

2 交流手段

株主総会

- 2.1 当社の年次株式総会と他の株主総会は当社から株主に働きかけ、株主が参加する主要な交流場所である。
- 2.2 当社は株主の総会への参加を促進及びサポートする。もし総会に参加することができない場合、代理人を選任し、代わりに総会に参加し議決権を行使するように勧める。
- 2.3 最大限の参加を促進するために、当社の取締役会（以下「取締役会」）により、株主の参加を可能にする仕組みを定期的に見直ししている。
- 2.4 取締役会議長及び三委員会の適切なメンバーは年次株主総会に参加し、株主の質問に答える。

当社のウェブサイト

- 2.5 当社のウェブサイト（www.dyjh.co.jp）は株主交流を含め、当社の情報を有する。
- 2.6 当社は法律、法令、規則に準じた当社の声明文、通達文、総会通知と他の情報を当社のウェブサイトに掲載している。

株主の問い合わせ

- 2.7 株主は株に関する質問を当社の株主名簿管理人である Computershare Hong Kong Investor Services Limited に直接すべき。住所は Shops 1712-1716, 17/F Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong である。
- 2.8 株主及び公衆が当社の公開可能な程度の情報に関して、いつでも要請することができる。株主は当社の本社である、〒116-0013 日本東京都荒川区西日暮里 2-25-1-702 カンパニー・セクレタリー宛に直接問い合わせることができる。
- 2.9 当社は迅速に株主の問い合わせ及び関心事に応答する。

3 政策の見直し

- 3.1 この政策は取締役会により定期的に見直しされている、また時々（適切な方法で）修正している。

4 政策の公開

- 4.1 この政策は当社のウェブサイト（www.dyjh.co.jp）で掲載される。

株主は随時当社のウェブサイト（www.dyjh.co.jp）の“日本法に基づく重要株主事項”を参考にするように勧められる。

2016年5月26日